

第 号

令和 年 月 日

_____ 殿

_____ 税務署長 _____ 印

酒 類 製 造 免 許 通 知 書
酒 母 販 売 (代 理 ・ 媒 介) 業
も ろ み

令和 ____ 年 ____ 月 ____ 日付で申請のあった _____ 番 ____ (別紙の図面に記載の酒母もろみ)

製造場 (位置) の酒母販売 (代理・媒介) 業 もろみ
第 7 条 第 4 項 の規定により免許の
第 9 条 第 2 項

期限を令和 ____ 年 ____ 月 ____ 日限りとし) 下記条件を付けて令和 ____ 年 ____ 月 ____ 日付で免許しましたから、
酒税法第21条の規定により通知します。

なお、下記条件は、酒税保全上酒類の需給の均衡を維持するために付けるものです。

記

記載要領

- 「酒 類 酒 母 もろみ」
- 1 製造免許については、標題及び本文中「酒 類 酒 母 もろみ」とある箇所は、免許の区分に応じて、「清酒」、
「ウイスキー」等と記載する。
 - 2 申請の内容よりも狭い条件又は期限を付ける場合は、不服申立て等の教示文を添付する。
 - 3 構造改革特別区域法（平成14年法律第189号）に規定する酒類の製造免許の場合は、本文のなお書き中「酒税保全上酒類の需給の均衡を維持するために」とあるのは、「構造改革特別区域法（平成14年法律第189号）第25条第2項（又は第26条第2項）により」とする。
 - 4 運行する列車内等における酒類小売業免許の場合、運行する路線名、始発駅名と終着駅名等を別紙に記載し、販売場を特定する。